

平成8年4月1日 岐阜市告示第9号

改正 平成18年11月15日 告示第634号

平成27年6月11日 告示第167号

特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定

振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準に関する告示（平成8年4月1日岐阜市告示第8号）第1条の規定により指定された地域のうち次に掲げる地域

- 1 騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準に関する告示第3条第1項に定める区域の区分（以下「区域区分」という。）が、第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域
- 2 区域区分が、第4種区域のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の地域

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年11月15日から施行する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。